

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり令和８年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和８年 ７月 １５日

大分県知事 佐藤 樹一郎

１ 目的

本業務は、豊後伊予連絡道路のトンネル工法について、昨年度まで実施された業務成果を踏まえて、道路と鉄道等の併用トンネルを想定した、国内外の事例、研究等を参考に、トンネル断面の検討及び課題抽出・整理等を行うことを目的とする。

２ 事業者選定の概要

（１）主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県土木建築部道路建設課（高速交通ネットワーク推進班）

住 所 〒870－8501 大分県大分市大手町３丁目１番１号

電 話 097-506-4727 ファックス 097-506-1774

ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17140/dorotunnel08.html.html>

電子メールアドレス a17140@pref.oita.lg.jp

（２）令和８年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務審査委員会

事業者の選定は、別途定める令和８年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務審査委員会が行う。

（３）選定方式

本事業者選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

提出された書類をもとに審査を行い、最優秀者及び次点者を選定する。

なお、審査の実施については、令和８年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務実施要領（以下、「実施要領」という。）による。

３ 応募資格

応募資格を有する者は、公告日現在において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないものであること。
- （２） 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和６０年大分県告示第２６７号、以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （３） 公告日以前３ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等受けた事実がある者でないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）

4 審査に係る手続等

(1) 参加表明書等の提出期限

ア 提出期限

令和8年7月30日（木）17時（事務局必着）までとする。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 提出場所

上記2（1）イの事務局

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）による。

エ 辞退届

指名通知を受領した応募者が参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(2) 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

実施要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（自由様式）により提出すること。

なお、質問に対する回答は、質問を受領した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く）に、質問者及び参加表明者全員に対して電子メールにより行う。

ア 提出期限

令和8年7月15日（水）～令和8年7月30日（木）17時（事務局必着）までとする。なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 提出場所

上記2（1）イの事務局

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール

(4) 技術提案書の提出方法

ア 提出期限

指名通知日から令和8年8月19日（水）17時（事務局必着）までとする。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く

イ 提出場所

上記2（1）イの事務局

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）による。

5 審査

（１）第１次審査

令和８年８月３日（月）

（２）第２次審査

令和８年８月２６日（水）

6 その他

（１）手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本円

（２）詳細は実施要領による。

7 業務内容等

（１）委託業務名 令和８年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務

（２）業務内容 トンネル断面の検討等

（３）履行期限 契約締結日～令和９年３月１５日（予定）

（４）設計委託料 約 18,777 千円（消費税及び地方消費税を含む）。